



平成30年3月22日  
土地・建設産業局建設市場整備課

## 「第1回 建設分野技能実習に関する事業協議会」の開催

～建設分野における技能実習についての現状や課題を共有～

国土交通省では、外国人技能実習制度について、関係者間における技能実習の実態や課題の共有を図り、技能実習制度の適切な運用の確保に向けた協議を行うため、「第1回建設分野技能実習に関する事業協議会」を開催します。

外国人技能実習制度においては、平成29年10月末時点で約26万人の技能実習生（建設分野では約3.7万人）を受け入れている一方、監理団体における監査・相談体制構築等の不履行や受入企業における賃金等の不払い等、技能実習の適正な実施を妨げる問題が指摘されています。

このため、国土交通省では、「外国人の技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）第54条に基づき、建設業を所管する立場から、建設分野に係る事業協議会を設置し、関係者間における技能実習の実態や課題の共有を図り、技能実習制度の適切な運用の確保に向けた協議を行うこととしました。今般、その第1回事業協議会を以下のとおり開催しますので、お知らせします。

1. 日 時：平成30年3月26日（月）10：30～11：15
2. 場 所：合同庁舎2号館低層棟共用会議室2B（東京都千代田区霞が関2-1-2）
3. 主 な 議 題：・外国人技能実習制度の現状、課題等について  
（予定） ・建設分野技能実習の実態について  
・意見交換 ほか
4. そ の 他：
  - ・協議会は非公開ですが、撮影は冒頭のみ可能です。ご希望の方は、3月23日（金）17:00までに申込書（別紙）をFAXで提出願います。
  - ・議事概要等は後日、国土交通省ホームページにて公表する予定です。

### 【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課  
労働資材対策室 古曳、大津  
TEL 03-5253-8111(代表) (内線 24827、24855)  
03-5253-8283(直通)  
FAX 03-5253-1555